

子どもが楽しく通う放課後の場を —全国放課後連が提言、署名にとりくむ

子どもが楽しく通う放課後の場 —全国放課後連が提言、署名にとりくむ

昨年度、本誌の放課後連載で何度も言及されたように、2018年度障害福祉サービス報酬改定によって、放課後等デイサービスの事業所は収入が減り、運営に支障をきたす事態が生じました。障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）は、報酬改定によってもたらされた問題を明らかにして広く知らせようと調査を実施（2019年1月実施、360事業所が回答）、同時に放課後活動のあり方を旺盛に議論しようと、提言をまとめました。

を引き下げるだけでなく、利用している子どもの障害の状態を基礎にした2段階の報酬区分が新たに設けられました。障害の判定では、子どもの状態を点数化します（指標判定）。点数の合計が13点以上との子どもを「該当児」、満たない子どもを「非該当児」と判定します。「該当児」が利用児の半数を超えた事業所（区分1）とそうでない事業所（区分2）の間に報酬上の差をつけました。

た法人の中には1カ所を閉鎖したところもあります。また基準以上の職員配置をしていた事業所は、やむをえず非常勤職員の削減や出勤日を減らしたといいます。職員減は即、活動縮小につながり、巨 外活動がしづらくなつたという記述もありました。

報酬改定によつて、「アニメを見せて いるだけ」というような「質の低い事業所」が少なくなつたのかどうか、厚生労働省は検証していません。しかし、全国放課後連の調査から明らかになつたことは、子どもの放課後生活をゆめ

係者であれば、これらの人間が子どもの姿を理解することは無縁の項目であることに気づくと思います。判定は、自治体の調査員が保護者に聞き取つて行いますが、子どもが「できるかできないか」で答えを求められるのでときどいの声が相次いでいます。

全国放課後連絡調査では、この指標判定に賛意を示した回答はほとんどなく、逆に「指標で表せないことはたくさんある」「成長過程で心身ともにめまぐるしく変化することを考えると疑問」「子どもを見ることもなく自治体の調査

でよい、報酬が低くなれば撤退するだろうという考えです。

■子どもを判定することなく の疑問



「放課後活動のあるべき姿」について

- ①障害のある子どもにとっての放課後活動の場は、学校や家庭と異なる地域における遊びと生活の場である。したがって、毎日通えることが望ましい。

②放課後活動の場は、障害のある子ども個人が尊重されるとともに、集団が保障される。

③子どもを理解し、活動を創造する専門的力量をもった正規職員がいる。その専門性の確立のために職員集団による不断の議論の場が保障されている。

④子ども10人に対して6人程度の職員が配置されている。

⑤子どもを理解し、ゆたかな遊びと生活を支援するための計画・準備が労働時間として保障されている。

⑥放課後活動にふさわしい遊びと生活ができる施設・設備がある。

⑦これらの活動が保障される公費の支弁。

全国放課後連政策提言委員会「放課後等ディサービス報酬改定指標判定・区分導入に関する事業所調査と提言」(2019年3月)と「署名用紙」はホームページからダウンロードすることができます。 <http://www.houkagoren.sakura.ne.jp/>

実践を

これらの調査結果から、全国放課後連は、①指標判定とその結果にもとづく報酬区分を廃止する、②報酬単価を引き上げる（2017年度水準にもどす）、の2点を当面の課題として署名運動にとりくんでいます。

放課後等デイサーカーが存在するなかで、障害のある子どもの発達を保障するための放課後活動のあり方が問われています。この制度を抜本的に改善していくために、全国放課後連は「放課後活動のあるべき姿」について提案し、おおいに議論していくとよびかけています。

提案の論点の第1は、放課後という時間のなかで障害のある子どもの成長・発達を支援することをどう考えるかという点です。学校

に、なんらかの「見えるスキル」を獲得させることを目的とするのではなく、大人や友だちとの関わりのなかでゆっくりと自分の時間を持って相手を理解し、折り合いをつけて生きる力をつけていくと、いう視点が放課後活動には求められる」と提言は主張しています。

活動の意味を共有し、そのこと
を職務としてしっかりと位置づけ
る、子どもの理解と活動の創造に
よって放課後活動指導員の専門性
が培われていくという提起をして
います。そして、「子ども10人に職
員2人」という放課後等デイサー
ビスの基準を「職員6人程度」と
大幅に改善することを求めていま
す。10対6という体制は、全国放
課後連が手厚い支援をしている事
業所の実態を調べて導き出したも
のです。

■子どもの状態を点数化

子どもの状態を点数化

を引き下げるだけでなく、利用している子どもの障害の状態を基礎にした2段階の報酬区分が新たに設けられました。障害の判定では、子どもの状態を点数化します（指標判定）。点数の合計が13点以上上の子どもを「該当児」、満たない子どもを「非該当児」と判定しました。事業所（区分1）とそうでない「該当児」が利用児の半数を超えた事業所（区分2）とそうではない事業所（区分2）の間に報酬上の差をつけました。

このしくみを導入した背景には、「質の低い事業所を減らす」目的があつたといわれます。障害の軽い子どもが利用している事業所は手がかからないので低い報酬

た法人の中には1カ所を閉鎖したところもあります。また基準以上の職員配置をしていた事業所は、やむをえず非常勤職員の削減や出勤日を減らしたといいます。職員減は即、活動縮小につながり、豆外活動がしづらくなつたという記述もありました。

報酬改定によつて、「アニメを見せて いるだけ」というようなかつたのかどうか、厚生労働省は検証していくません。しかし、全国放送後連の調査から明らかになつたことは、子どもの放課後生活をゆめかにしようと努力している事業所が困難に陥つたという現実でした

係者であれば、これらの人間が「どもの姿を理解することは無縁の項目であることに気づくと思います。判定は、自治体の調査員が保護者に聞き取つて行いますが、子どもが「できるかーできないか」で答えを求められるのでとまどいの声が相次いでいます。

全国放課後連絡調査では、この指標判定に賛意を示した回答はほとんどのなく、逆に「指標で表せないことはたくさんある」「成長過程で心身ともにめまぐるしく変化することを考えると疑問」「子どもを見るのもなく自治体の調査員が記入する方法には賛成できなさい」といった声が寄せられました。

厚生労働省では、すでに2002年度報酬改定にむけた準備の会議が行われています。放課後等デイサービスが発達保障の場にふさわしい場所になるためには、関係者にかぎらず幅広い人びとにこの活動への理解を広げていくことが必要です。全国放課後連の「提言」をつかって話し合っていくことが求められます。

中村尚子（なかむら たかこ）
NPO法人発達保障研究センター